

平成30年12月18日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**2019年10月1日消費税改正
－ ② 軽減税率に関する新個別事例 －**

10月15日に安倍首相は来年10月に消費税率を予定通り現行の8%から10%へ引き上げることを表明しました。税率引上げに伴い、飲食品・新聞には軽減税率(8%)が適用されます。軽減税率の適用について国税庁は以前よりホームページにQ&Aを公表していますが、11月8日新たな事例を追加しました。若干細かい話なのですがお知らせいたします。

・ 飲食料品のお土産付きパック旅行・・・軽減税率対象外

「一体資産」(飲食品とそれ以外の商品が一体となって価格の区分なく販売されているもの)は、税抜価格が1万円以下で、飲食品の部分の価格が2/3以上なら対象なのですが、飲食料品のお土産がパック旅行の代金の2/3以上とはならないと考えられるため。

・ イートインスペース付きのコンビニ・スーパーでの飲食料品販売の際の意思確認

飲食料品販売は原則軽減税率対象ですが、イートインスペースでの飲食は軽減税率対象外です。従って販売の際、持帰りか店内飲食かの意思確認が必要となります。しかし大半の飲食料品が持帰りであることを前提として営業している場合、全ての顧客に持帰りか店内飲食かを質問する必要はなく、例えば「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うことで差支えありません。

・ 回転寿司店でパック詰めした寿司を持帰る場合**① 店内で飲食する寿司と区別されずに提供されたもの・・・軽減税率対象外**

提供された時点で「食事の提供」に該当し、その後顧客が持帰ることとなっても当初の「食事の提供」に変わりはない。

② 当初から持帰り用として注文したもの・・・軽減税率対象**・ 飲食店でメニューの中から飲食料品を選択し、玩具とセットで持帰り販売する場合**

・・・飲食料品は軽減税率対象、玩具は対象外

商品全てが軽減税率対象となる「一体資産」は予め飲食料品とそれ以外の商品が一の商品を構成しその一の商品価格のみが提示されているものに限られ、飲食料品等につき顧客が選択可能な場合は、予め一の資産が構成されその価格が提示されているものではないため「一体資産」には該当しません。従ってこの場合は単に軽減税率対象商品とそれ以外の商品を一括で販売したにすぎません。